

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○福島県議会定例会を招集する件	五	○指定介護予防サービス事業者を指定した件	五
○土地改良事業計画を変更すること に同意した件	五	○指定居宅サービス事業を行う事業 所の所在地を変更した旨届出があつ た件	五
○土地改良法により換地計画を適当 と決定した件	五	○指定介護予防サービス事業を行う 事業所の所在地を変更した旨届出 があつた件	五
○土地改良法により換地処分をした 件	五	○指定居宅サービス事業を廃止した 旨届出があつた件	五
○道路の区域を変更する件	五	○指定居宅介護支援事業を廃止した 旨届出があつた件	五
○道路の供用を開始する件	五	○指定介護予防サービス事業を廃止 した旨届出があつた件	五
公 告		○指定介護療養型医療施設が指定を 辞退した件	五
○特定非営利活動法人の設立の認証 の申請があつた件	五	○建設業法による処分をした件	五
○指定居宅サービス事業者を指定し た件	五	○建築基準法により公開による意見 の聴取を行う件	五
○指定居宅介護支援事業者を指定し た件	五		

告 示

福島県告示第四十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十二年二月十六日福島市に招集する。

平成二十二年二月二日

福島県告示第五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、南相馬市が小木迫地区基盤整備促進事業(農業用排水施設)に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成二十二年一月二十日同意した。

平成二十二年二月二日

福島県知事 佐藤 雄平
(総務課)

福島県告示第五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第一項の規定により、下郷町土地改良区の志源行地区の区画整理事業に係る換地計画について適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月二日

福島県知事 佐藤 雄平
(農村計画課)

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年二月三日から

同 月二十二日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

南会津郡下郷町役場

(農地管理課)

福島県告示第五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十二年一月二十二日津島地区の県管区画整理事業に係る南上換地区の換地処分をした。

平成二十二年二月二日

福島県知事 佐藤 雄平
(農地管理課)

福島県告示第五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十二年二月二日から二週間一般の縦覧に供

する。

平成二十二年二月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	耶麻郡西会津町奥川大字飯里字反田一七八番地先から 同 郡同 町奥川大字飯里字西窪一〇七三番三八地先まで	変更前	A 三・五 B 二二・〇	一、一二七・〇
		変更後	A 三・五 B 二二・〇	一、一〇〇・〇
			A 三・五 B 二二・〇	七九二・〇
			A 三・五 B 二二・〇	一、一〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十二年二月二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年二月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道四五九号	耶麻郡西会津町奥川大字飯里字反田一七八番地先から 同 郡同 町奥川大字飯里字宮ノ上二四八九番地先まで	平成二十二年二月二日

(道路計画課)

公 告

公告第四十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。
平成二十二年二月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 申請のあつた年月日
平成二十二年一月二十五日
- 名称
特定非営利活動法人NPO西会津ローカルフレンズ
- 代表者の氏名
三瓶 たか
- 主たる事務所の所在地
福島県耶麻郡西会津町野沢字諏訪西甲千二十三番地
- 定款に記載された目的
この法人は、西会津を愛する者達により、中山間地域に位置する西会津地域の農村コミュニティ再生・活性化等に関する事業を行い、組織、人材の育成を通して、都市と農山村の交流人口の拡大を図り、地域振興に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成二十二年二月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
ケア・サポートあい	郡山市安積町荒井字洞田五	株式会社アスリード	福島県郡山市安積町荒井字洞田五	平成二十二年一月一日	訪問介護
ヘルパーステーションまごの手	いわき市常磐湯本町宝海一	有限会社サンヴェルいわき	同 県いわき市常磐湯本町宝海一二七一〇	同	同

さくら介護サービス	同 市小名 浜島字西屋九五―一	株式会社三協	同 市小名浜島字西屋九五―一	同	同
メイプルハイムいわきデイサービスセンター	同 市平上 荒川字浅草二八	株式会社トータルビジネス	東京都足立区竹の塚四―二―一TBビル五階	同	通所介護
しあわせ本舗	須賀川市茶畑町六四―一	合同会社カーム	福島県須賀川市西田町五二―一	同	同

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成二十二年二月二日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日
株式会社里緒ケア	いわき市小名浜字芳浜一―五	株式会社里緒ケア	福島県いわき市小名浜芳浜一―五	平成二十二年一月一日
白河ユニケア・チームレッツ	白河市古高山三―二―一コンフォルト一〇―一	有限会社白河ユニケア	同 県白河市古高山三―二―一	同

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十二年二月二日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
ヘルパーステーション まごの手	いわき市常磐湯本町宝海一―二七―一〇	有限会社サンヴェルいわき	同 県いわき市常磐湯本町宝海一―二七―一〇	同	同
メイプルハイムいわきデイサービスセンター	同 市平上 荒川字浅草二八	株式会社トータルビジネス	東京都足立区竹の塚四―二―一TBビル五階	同	介護予防通所介護
しあわせ本舗	須賀川市茶畑町六四―一	合同会社カーム	福島県須賀川市西田町五二―一	同	同
ケア・サポートあい	郡山市安積町荒井字洞田五	株式会社アスリード	福島県郡山市安積町荒井字洞田五	平成二十二年一月一日	介護予防訪問介護

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第一項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があつた。

平成二十二年二月二日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類

訪問介護・スマイル飯坂	福島市飯坂町湯野字上川原一―一	福島市飯坂町湯野字上川原一	有限会社フューチャー	福島県福島市新町四―二五サンライズロイヤル福島五〇三号	訪問介護
しおんの会介護サービスセンター	いわき市錦町鬼越下四二―五	いわき市山田町川田七三	特定非営利活動法人しおんの会	同 県いわき市植田町館跡三―五	同
なないろくれよん福祉センター	同 市平谷川瀬字泉町三七―A―七	同 市平上荒川字長尾七四―八アドレ	合資会社ひよりサービス	同 市四倉六一二六〇	同
ヘルパーステーションいちごの会	同 市常磐関船町上関八三	同 市常磐湯本町天王崎一―一六六	株式会社さくらシニアサービス	同 市常磐関船町上関八三	同
くすりと介護の店ホートク	同 市内郷御厩町四―一―一三―二	同 市内郷宮町町田五七―一	ホートク物産株式会社	同 市内郷宮町町田五七―一	福祉用具貸与 特定福祉用具販売
社会福祉法人本宮市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	本宮市本宮字馬場七四―一	本宮市本宮字千代田六〇―一	社会福祉法人本宮市社会福祉協議会	同 県本宮市本宮字千代田六〇―一	訪問介護
合同会社あつたかI,S ケアステーションつば	河沼郡会津坂下町館ノ内甲二五―二笠井アパート新二	河沼郡会津坂下町館ノ内甲二五―二笠井アパート新一	合同会社あつたかI,S ケアステーションつば	同 県河沼郡会津坂下町館ノ内甲二五―二笠井アパート	同

新二号
(高齢福祉課介護保険室)

公告第四十五号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八十二条第一項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十二年二月二日
福島県知事 佐藤 雄平

事業所 の名称	変更前の事業所 の所在地	変更後の事業所 の所在地	事業者 の名称	事業者の主たる 事務所の所在地
スマイル飯坂・居宅介護支援センター	福島市飯坂町湯野字上川原一―一	福島市飯坂町湯野字上川原一	有限会社フューチャー	福島県福島市新町四―二五サンライズロイヤル福島五〇三号
なないろくれよん福祉センター	いわき市平谷川瀬字泉町三七―A―七	いわき市平上荒川字長尾七四―八アドレ	合資会社ひよりサービス	同 県いわき市四倉六一二六〇
くすりと介護の店ホートク	同 市内郷御厩町四―一―一三―二	同 市内郷宮町町田五七―一	ホートク物産株式会社	同 市内郷宮町町田五七―一
社会福祉法人本宮市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	本宮市本宮字馬場七四―一	本宮市本宮字千代田六〇―一	社会福祉法人本宮市社会福祉協議会	同 県本宮市本宮字千代田六〇―一

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四十六号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第一百五十五条の五第一項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があつ

た。

平成二十二年二月二日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名 称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
訪問介護・スマイル飯坂	福島市飯坂町湯野字上川原一―一	福島市飯坂町湯野字上川原一	有限会社フューチャー	福島県福島市新町四―二五サンライズロイヤル福島五〇三号	介護予防訪問介護
しおんの会介護サービスセンター	いわき市錦町鬼越下四二―五	いわき市山田町川田七三	特定非営利活動法人しおんの会	同 県いわき市植田町館跡三一五	同
なないろくれよん福祉センター	同 市平谷川瀬字泉町三七―A―七	同 市平上荒川字長尾七四―八アドレスいわき中央ビル一〇七	合資会社ひよりサービス	同 市四倉六一二六〇	同
ヘルパーステーションいちごの会	同 市常磐関船町上関八三	同 市常磐湯本町天王崎一―一六六	株式会社さくらシニアサービス	同 市常磐関船町上関八三	同
くすりと介護の店ホーク	同 市内郷御厩町四一―一三―二	同 市内郷宮町町田五七―一	ホーク物産株式会社	同 市内郷宮町町田五七―一	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

社会福祉法人本宮市社	本宮市本宮字馬場七四―一	社会福祉法人本宮市社	同 県本宮市本宮字千代田六〇―一	介護予防訪問介護
社会福祉協議会指定訪問介護事業所	一	社会福祉協議会	代田六〇―一	同
合同会社あつたかI,Sケアステーションつば	河沼郡会津坂下町館ノ内甲二五―二笠井アパート新二	合同会社あつたかI,Sケアステーションつば	同 県河沼郡会津坂下町館ノ内甲二五―二笠井アパート新二	同

公告第四十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があつた。

平成二十二年二月二日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名 称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
ヘルパーステーションニッキ	いわき市好間町今新田字正当五二	有限会社幸明	福島県いわき市好間町今新田字正当五二	平成二十二年二月三日	訪問介護
ヘルスレント福島ステーション	福島市八木田字中島三八―一	株式会社サンクスジャパン	岩手県盛岡市東見前六地割一―一四六	平成二十二年四月三〇日	福祉用具貸与 特定福祉用具販売
指定訪問介護事業所	会津若松市山鹿町二―一六	株式会社会津介護支援	福島県会津若松市山鹿町二	平成二十二年二月三二	訪問介護

「会津介護」		センター	一六	日	
ケア・サポートあい	郡山市安積町荒井字洞田五	株式会社社会田工務店	同 県郡山市安積町荒井字洞田五	同	同
あおぞらケアステーション	同 市神明町九一一	株式会社あおぞら	同 市桑野二二四一八	平成二二年一月三〇日	訪問介護
ハッピーいわき・ヘルパーステーション	いわき市小名浜愛宕町一五―六	株式会社ジャパンケアサービス東日本	東京都豊島区北大塚一―一三―一五	平成二二年一月二二日	訪問介護
ほのぼのハウス	同 市内郷高野町杉平四七―一一	ハート株式会社	福島県いわき市常磐上湯長谷町湯台堂一〇二	同	通所介護

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四十八号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した旨届出があった。
 平成二十二年二月二日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
居宅介護支援事業所ニッキ	いわき市好間町今新田字正当五二	有限会社幸明	福島県いわき市好間町今新田字正当五二	平成二二年一月三一日
指定居宅介護支援事業所「会津介護」	会津若松市山鹿町二一一六	株式会社会津介護支援センター	同 県会津若松市山鹿町二一一六	同

有限会社ヘルパーステーション小川	いわき市小川町福岡字飯森三七	有限会社ヘルパーステーション小川	同 県いわき市小川町福岡字飯森三七	同
------------------	----------------	------------------	-------------------	---

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四十九号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があった。
 平成二十二年二月二日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	廃止年月日	サービスの種類
ヘルパーステーションニッキ	いわき市好間町今新田字正当五二	有限会社幸明	福島県いわき市好間町今新田字正当五二	平成二二年一月三二日	介護予防訪問介護
ヘルスレント福島ステーション	福島市八木田字中島三八―一	株式会社サンクスジャパン	岩手県盛岡市東見前六地割一―一四六	平成二二年四月三〇日	介護予防用具販売
ケア・サポートあい	郡山市安積町荒井字洞田五	株式会社社会田工務店	同 県郡山市安積町荒井字洞田五	同	同

あおぞらケ アステーション	同 市神明町 九一二一	株式会社あ おぞら	同 市 桑野二二四 一八	平成二二年 一月三〇 日	介護予防 訪問介護 介護予 防訪問入 浴介護
ハッピーい わき・ヘル パーステー ション	いわき市小名 浜愛宕町一五 一六	株式会社ジ ヤパンケア サービス東 日本	東京都豊島区 北大塚一〇一 三一五	平成二二年 一月三二 日	介護予防 訪問介護
ほのぼのハ ウス	同 市内郷 高野町杉平四 七一	ハート株式 会社	福島県いわき 市常磐上湯長 谷町湯台堂一 〇二	同	介護予防 通所介護

(高齢福祉課介護保険室)

公告第五十号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第一百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、当該指定を辞退した。
平成二十二年二月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

施設の名称	施設の所在地	申請者の名称 (個人にあつ ては、氏名)	申請者の主たる 事務所の所在地	指定の辞退 の年月日
医療法人回生堂 田島整形外科	福島市西中央一 一一二一一	医療法人回生 堂	福島県福島市西 中央一一二一 二	平成二二年 一月三〇 日

(高齢福祉課介護保険室)

公告第五十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号) 第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十二年二月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 処分をした年月日 平成二十二年一月二十五日

二 被処分者

1 名称 八島建設工業株式会社

2 主たる営業所の所在地 福島市笹木野字西原二十八番地の一

3 代表者の氏名 八島 勝男

三 処分の内容 建設業の営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

2 建設業の営業の全部

2 期間

平成二十二年二月八日から同月十日までの三日間

四 処分の原因となった事実

八島建設工業株式会社は、福島市笹木野字星段地内の消防用防火槽簡易有蓋化工事現場において、水槽内の練炭を交換する作業を行わせるに当たり、健康障害を防止するための必要な措置を講じなかったため、作業に従事した労働者一名が一酸化炭素中毒により死亡した。このことにより、労働安全衛生法違反で同社が二十万円、労働安全衛生法及び刑法(業務上過失致死) 違反で同社代表取締役が七十万円の罰金刑が確定した。このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。

(技術管理課建設産業室)

公告第五十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号) 第四十八条第十四項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。
平成二十二年二月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の聴取の日時

平成二十二年二月九日 午後六時三十分

二 意見の聴取の場所

会津若松市南公民館(会津若松市門田町大字中野字大道西十三番地)

三 意見聴取の内容

福島市太平寺字沖高二十五番地福島トヨタ自動車株式会社が第二種住居地域である会津若松市門田町大字中野字大道東七番地の一の原動機を使用する工場において作業場の増床及び原動機の増設をすることについて

(建築指導課)